足立区少年団体活動事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地域における少年団体活動を促進させるため、足立区少年団体連合協議会（以下「少連協」という。）及び少連協に属する団体（以下「少年団体」という。）に対して行う補助金の交付について必要な事項を定め、円滑で適正な運営を図ることにより、少年の健全育成に寄与することを目的とする。

（対象事業）

第２条　この要綱に基づく補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる少年団体活動事業とする。

（１）　少年団体の活動強化、育成、支援に関するもの

（２）　少年団体活動に関わる講習会、講演会、関係施設及び団体活動等への研修、指導者の養成並びに研修等への参加に関するもの

（３）　少年団体が実施する行事

（４）　少年団体活動の広報等に関するもの

（５）　少連協の運営に関するもの

（６）　その他、足立区長（以下「区長」という。）が必要かつ適当と認めるもの

（補助対象経費）

第３条　この要綱に基づく補助金（以下「本補助金」という。）に係る対象経費は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第４条　本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第１号による交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

（１）　少年団体収支予算書（様式第２号）

（２）　事業計画書（様式第３号）

（３）　構成団体名簿・助成一覧 （様式第４号－１）

（４）　少年団体役員名簿（様式第４号－３）

（５）　会則

（補助金の交付の決定及び通知）

第５条　区長は、前条の規定により申請書等を受理した場合は、これを審査し、本補助金を交付することが必要かつ適切であると認めたときは、速やかに予算の範囲内において算定した額をその交付額として決定し、足立区少年団体活動事業補助金交付決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第６条　前条の規定により本補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の交付決定通知書を受理した後、速やかに請求書兼口座振替依頼書（様式第６号）により、区長に請求するものとする。

（決定の取消し及び返還）

第７条　区長は、交付決定者が本補助金を補助事業以外の用途に使用したと認めたときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しを行った部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部について返還させるものとする。

（指示）

第８条　区長は、補助事業の執行について疑義があると認めたときは、本補助金の使途について説明を求める等必要な指示を行うことができる。

（実績報告）

第９条　交付決定者は、当該年度の補助事業を全て完了したときは、区長が別に定める期日までに、様式第７号による報告書に次に掲げる書類を添えて、区長に報告するものとする。

（１）　少年団体収支決算報告書（様式第８号）

（２）　事業実績報告書（様式第９号）

（３）　会議実績報告書（様式第１０号）

（４）　構成団体名簿・助成一覧（様式第４号－２）

（補助金の経理）

第１０条　本補助金の交付を受けた者は、当該補助金の経理を明確にするため、次に掲げる事項を順守しなければならない。

（１）　前条に規定する書類を提出するときは、補助事業に係る領収書又は支出を証する書類を添付しなければならない。

（２）　本補助金の交付を受けた後は、収支を明らかにした一定の帳簿を備え、証拠書類を随時提出できるよう整備しておかなければならない。

（３）　前号の帳簿及び証拠書類の保存年限は、補助事業完了の日に属する年度の翌年から５年とする。

　（補助金の額の確定）

第１１条　区長は、第９条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助事業の成果が本補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、足立区少年団体活動事業補助金確定通知書（様式第１１号）により、交付決定者に通知するものとする。

　（補助金の精算及び返還）

第１２条　前条の通知を受けた交付決定者は、足立区少年団体活動事業補助金精算書（様式第１２号）を区長に提出し、速やかに本補助金の精算を行わなければならない。

２　区長は、前条の規定により本補助金の額の確定をした場合において、既に交付された補助金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、その超える部分に関し返還を命ずるものとする。

（規則の適用）

第１３条　この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則（昭和５０年足立区規則第６号）を適用する。

　（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、別に定める。

　　　付　則（３０足教子青発第１９５４号　平成３１年３月２０日　教育長決定）

（施行期日）

１　この要綱は、決定の日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に３０足教子青発第１９５３号平成３１年３月２０日教育長決定により廃止した足立区少年団体活動事業補助金交付要綱の規定により足立区教育委員会が行った決定その他の行為又は同要綱の規定により足立区教育委員会に対してなされた申請その他の行為で施行日以降に処理されることとなるものは、それぞれこの要綱の相当規定により足立区教育委員会が行った決定その他の行為又はその他の足立区教育委員会に対してなされた申請その他行為とみなす。

　　　付　則（３足教子青発第１６８４号　令和４年２月２２日　教育長決定）

　（施行期日）

１　この要綱は、決定の日から施行する。

　（経過措置）

２　改正後の足立区少年団体活動事業補助金交付要綱の規定は、令和３年度以後のこの要綱による補助金に係る手続きについて、適用する。

３　この要綱の施行の際、改正前の足立区少年団体活動事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第３条関係）

補助対象経費について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | **対象経費名** | **対象となる経費の例** | **対象とならない経費の例** |
| 1 | 謝礼金 | ・専門的な知識を有する講師、指導者等への謝礼 | ・団体内部への謝礼 |
| 2 | 食糧費 | ・会議、打合せ等に伴う飲料代 （１人当たり１２０円程度の缶飲料等） ・事業実施当日の運営スタッフの昼食代（１人当たり８００円を超えないもの） | ・アルコール代 ・茶菓子代（参加賞・記念品としての茶菓子は、合理的な理由がある場合に限り物品購入費として対象経費とする。） |
| 3 | 賄費 | ・事業実施当日の炊き出し用食材代 ※ただし、飯盒炊飯などの教材等の事業の一環として行うものに限る。 | ・単に食事を目的とした支出 |
| 4 | 物品購入費 | ・事業実施又は運営に必要な消耗品 ・事業実施当日の参加賞・記念品（飲料・茶菓子は、合理的な理由がある場合に限り対象経費とする。） | ・特定の個人に贈る贈答品、記念品 ・備品となるような高額な物品 |
| 5 | 印刷製本費 | ・チラシ、ポスター、資料等の印刷経費、コピー代 ・写真現像代 |  |
| 6 | 役務費 | ・郵送料 ・保険料 ・手数料 ・クリーニング代 ・有料道路代（研修のため団体で移動する交通費等） ・物品等の運搬費用 |  |
| 7 | 分担金・負担金 | ・共催事業に伴う分担金・負担金 ・研修会費等 ※分担金の使途については、本補助金の対象経費と同じとする。 ※助成金額の５割を上限とする。 |  |
| 8 | 委託料 | ・事業実施のための企画運営委託及び舞台設営、撤去等の委託経費 ※助成金額の５割を上限とする。 |  |
| 9 | 借上げ料 | ・会議室使用料 ・研修のためのバス借上げ料 |  |
| 10 | 工事費 | ・事業実施のための電機、装飾、照明等の工事経費 ※事業実施のための一過性の工事に限る。 | ・恒久的な設備の工事 |
| 11 | その他（渉外費等） | ・事業実施のために必要な事業経費、少連協会費、単位少年団体事業費 | ・他団体懇親会参加費(懇親や娯楽だけを目的とする事業に関する経費)  ・新年会、忘年会  ・周年記念だけを目的とする事業に関する経費  ・募金 |

様式第１号（第４条関係）

　　年　　月　　日

　足　立　区　長

　団　体　名

　　　　　　　　　　　　　　　 　　代表者住所

　　　　　　　　　　　　　　　 　　代表者氏名

年度足立区少年団体活動事業補助金の

交付申請について

　「足立区少年団体活動事業補助金交付要綱」による補助金の交付を受けたく、下記のとおり必要書類を添えて交付申請いたします。

記

　【添付書類】

　　１　少年団体収支予算書（様式第２号）

　　２　事業計画書（様式第３号）

　　３　構成団体名簿・助成一覧（様式第４号－１）

　　４　少年団体役員名簿（様式第４号－３）

　　５　会則





様式第５号（第５条関係）

足教子青収第　　　　号

　　年　　月　　日

団体名

代表者住所

代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　足立区長

足立区少年団体活動事業補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました「足立区少年団体活動事業補助金」の交付申請について、「足立区少年団体活動事業補助金交付要綱」第５条の規定に基づき、当該補助金を貴少年団体に対し、下記のとおり交付決定いたします。

記

１　交付金額

￥　　　　　　　　　　－

２　補助対象事業

「足立区少年団体活動事業補助金交付要綱」第２条に掲げる少年団体活動事業

３　交付の条件

　(１)　上記「２」の事業以外に本補助金を使用してはならない。

　(２)　本補助金を他の用途に使用したときは、「足立区少年団体活動事業補助金交付要綱」第７条の規定による交付決定の取消し及び当該取消しに係る補助金の返還を命ずる。

　(３)　事業完了後、速やかに収支決算報告書、事業実績報告書、会議実績報告書及び構成団体名簿・助成一覧を各１通作成し、足立区長あてに提出すること。

以　上

様式第６号（第６条関係）

請求書兼口座振替依頼書

￥　　　　　　　　　　　－

（支払金の内容）

足教子青収第　　　　号により交付決定を受けた「足立区少年団体活動事業補助金」について、条件を承諾し上記のとおり交付請求いたします。なお、支払金額は下記の振込口座にお振込みください。

　　　年　　　月　　　日

（提出先）

足立区長

代表者住所：

団　体　名：

代表者氏名：　　　　　　　　　　※

（※）本人（代表者）が署名しない場合は

記名押印してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関 | |  |  | 銀　　行 | |  |  | 本店 |
|  |  | 信用金庫 | |  |  | 支店 |
|  |  | 信用組合 | |  |  | 出張所 |
|  |  | 農　　協 | |  |  |  |
| 振　込　口　座 | 預金種別 |  | 1普通 |  | 2当座 |  | 4貯蓄 | （○で囲む） |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |  |  |  |  |  |  |
| 氏　　名 |  |  |  |  |  |  |  |

（注）振込依頼人以外の口座に振り込むときは、別途、委任状が必要です。

本書類の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに

同意します。

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　※

（※）本人が署名しない場合は記名押印してください

様式第７号（第９条関係）

　　年　　月　　日

足　立　区　長

団　体　名

代表者住所

代表者氏名

　　　　年度足立区少年団体活動事業補助金の決算及び事業報告について

　　年度「足立区少年団体活動事業補助金」について、別紙のとおり報告いたします。

　添付書類

　　　１．少年団体収支決算報告書（様式第８号）

　　　２．事業実績報告書（様式第９号）

　　　３．会議実績報告書（様式第１０号）

　　　４. 構成団体名簿・助成一覧（様式第４号－２）











様式第１１号（第１１条関係）

　足教子青収第　　　　号

　　　　年　　月　　日

団　体　名

代表者住所

代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　足立区長

　　　年度足立区少年団体活動事業補助金確定通知書

　　　　年　月　日付け　足教子青収第　　　号により交付決定した「足立区少年団体活動事業補助金」について、足立区少年団体活動事業補助金交付要綱第９条の規定により提出された、「収支決算報告書」及び「事業実績報告書」等を審査した結果、適正に処理されているため、当該補助金の額を下記のとおり確定したので、通知いたします。

記

１　補助金交付決定額 　　　　　　　円

２　補助金交付確定額 　　　　　　　円

３　補助対象事業

「足立区少年団体活動事業補助金交付要綱」第２条に掲げる少年団体活動事業

以上

様式第１２号（第１２条関係）

　　　　年　　月　　日

足　立　区　長

団体名

代表者住所

代表者氏名

　　　　年度足立区少年団体活動事業補助金精算書

　　　　　年　　月　　日付け　足教子青収第　　　　号による本補助金の交付額の確定通知を受け、「足立区少年団体活動事業補助金交付要綱」第１２条の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

１　補助金交付決定額 　　　　　 　円

２　補助金交付確定額 　　　　　 　円

３　返還額 　　　　　 　円